5. 緑化重点地区計画

5. 緑化重点地区計画

5.1 緑化重点地区の設定

公園緑地の整備推進に向けて、都市公園だけの事業推進ではなく、地域全体で取り組んでいくことが有効です。このため、都市公園事業とその他の公共事業による緑化、民有地の緑化を一体的に推進していく緑化重点地区を設定していくことが効果的となります。対象としては以下に示す ~ の地区 が考えられます。(出典:緑の基本計画ハンドブック)

また、緑化重点地区設定に基づいた事業手法として「緑化重点地区総合整備事業」があります。緑化重点地区総合整備事業は、市町村が策定する緑の基本計画に定められる緑化重点地区のうち、緑化の目標、年次計画等を定めた緑化の実施に関する計画に基づき、緑地の整備又は公共公益施設の緑化を行う地区について、これらの事業を市町村単位での一括採択により実施されるものであり、事業主体は市町村です。

当該事業の採択基準の採択基準として、都市景観形成、都市環境改善、防災機能向上のいずれかに該当していることとされています。なお、地区内で合計5ヵ所以上の緑地の整備又は公共公益施設の緑化を行うということも要件となります。

緑化重点地区の対象として考えられる地区の要件

駅前等都市のシンボルとなる地区

特に緑の少ない地区

風致地区などで都市における風致の維持・創出が特に重要な地区

避難地の面積が十分でない等防災上課題が有り、緑地の確保及び市街地の緑化を行う必要性が特に高い地区

緑化の推進の住民意識が高い地区

市街地開発事業等の予定地区

緑地協定の締結の促進等により良好な住宅地の形成を促進する地区

都市公園を核として都市住民の憩いの場の創出を図る地区

公共施設と民有地の一体的な緑化及び景観形成により良好な環境の保全及び創出を図る地区ヒートアイランド現象の緩和等都市環境の改善が必要な地区



緑化重点地区総合整備事業採択基準

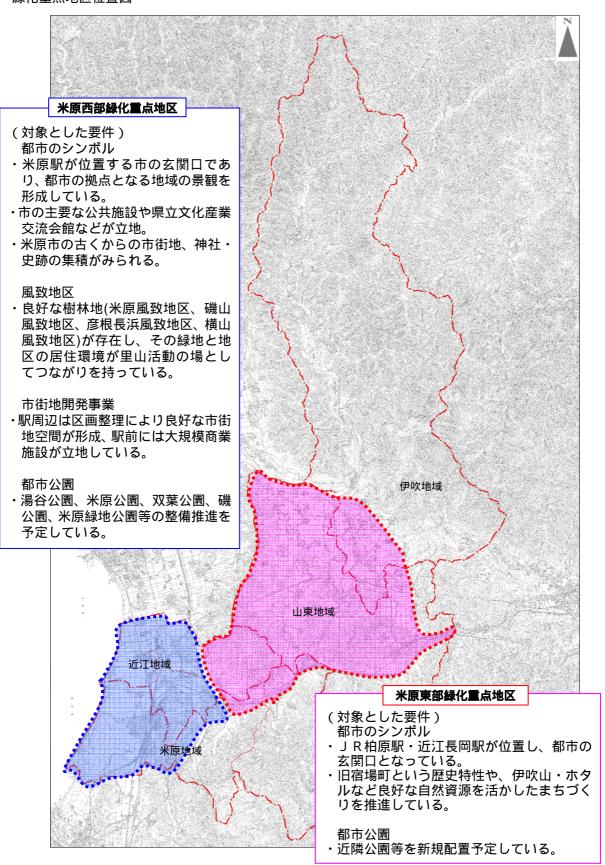
都市景観形成地区(都市の中心駅周辺等都市の拠点となる地域の景観を形成)

都市環境改善地区(ヒートアイランド現象の緩和等都市環境を改善)

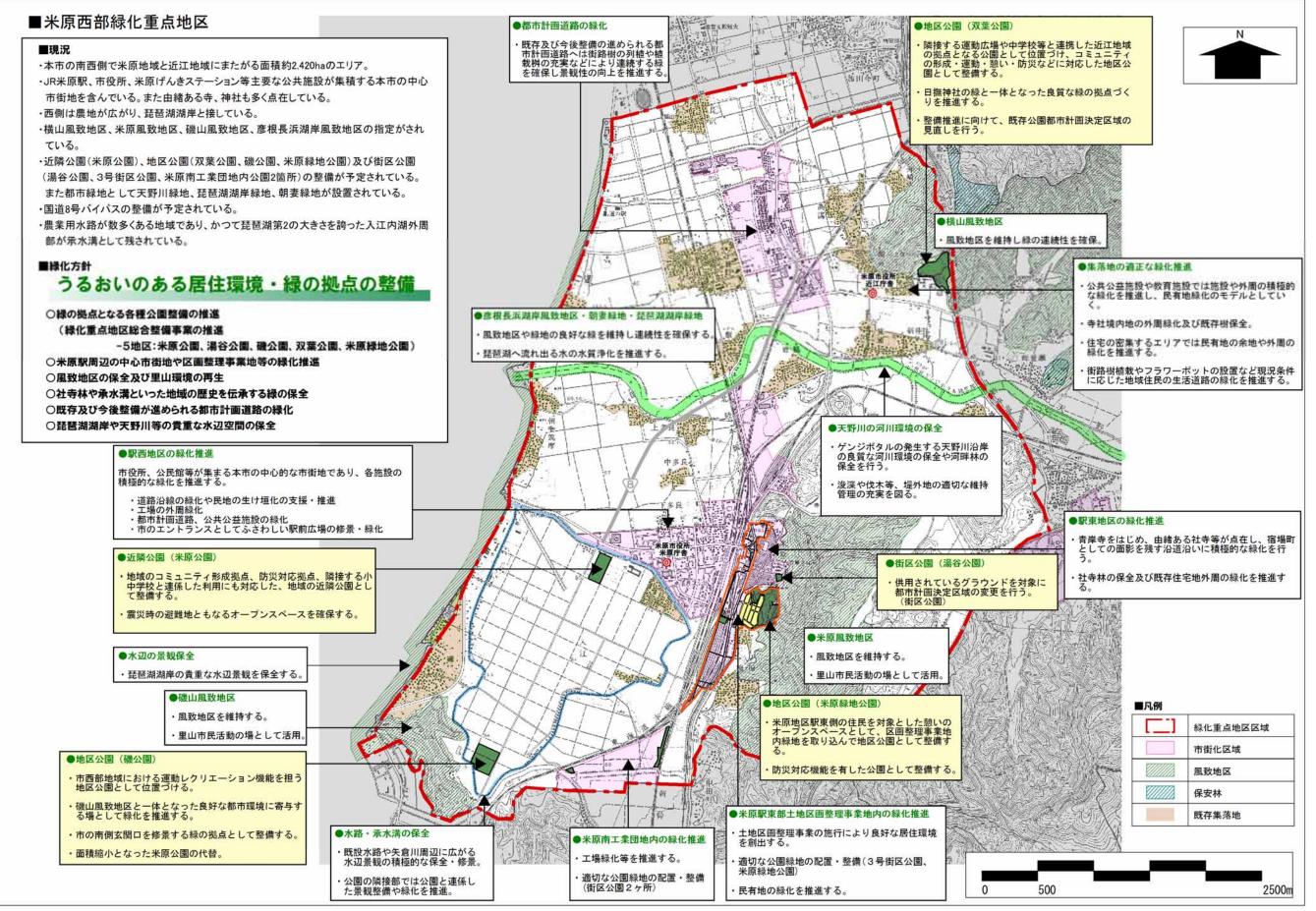
防災機能向上地区(延焼防止帯等となる緑地の整備と緑化により防災機能を向上)

以上の要件等をふまえ、本市における緑化重点地区として、米原西部地区、米原東部 地区の2地区を設定します。

緑化重点地区位置図



5.2地区別の計画



米原公園

方針

・米原公園は、JR西側部の中心市街地の住民を対象として、コミュニティ形成拠点、防 災時における隣接する小中学校との連携した利用など、地域の緑の拠点となる近隣公園 として整備推進を図ります。

区域設定の考え方

- ・隣接する小中学校との整合を図り区域変更を行います。
- ・米原公園は、近隣公園としての位置づけ(標準面積2.0ha)が既にされていますが、区域の一部が米原小学校・中学校の一部敷地として利用されており、現計画決定区域の見直しが必要です。このため、都市計画決定済みの公園面積7.8haから、2.8haに削減します。なお、削減された公園面積については、同じ米原地域の南域エリアに新規公園配置を行います。
- ・公園西側は、国道 8 号バイパスが新設される予定となっており、配置に当って整合を図ります。

面積

•2.8ha 種別

・近隣公園

整備イメージ



米原緑地公園

方針

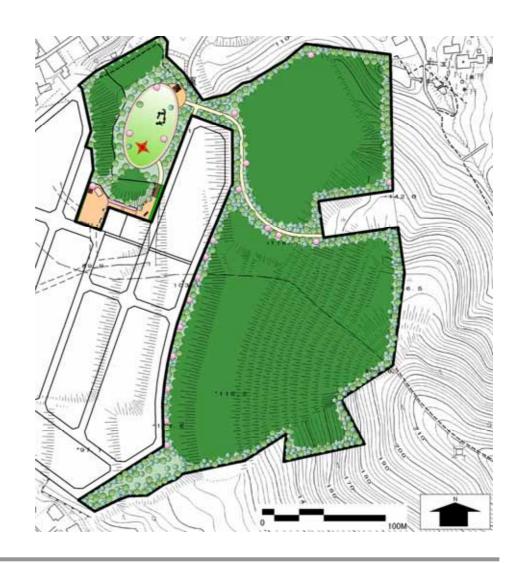
- ・米原緑地公園は、JR東側の住民を主対象に、米原駅東部土地区画整理事業地内の緑地を取り込んだ地区公園として位置づけ、地域における憩い・レクリエーションの場、防災時対応機能を有する場として新規配置を行います。
- ・隣接して湯谷神社、青岸寺、湯谷公園があり、その背後の太尾山の散策路からは琵琶湖 を一望できます。この一帯は、本市のシンボル的な緑地としての性格を持たせます。
- ・西側の平地部は、レクリエーションスペースとして、東側の斜面部は背後の米原風致地区の緑と調和した緑地空間となるよう整備を推進します。 区域設定の考え方
- ・区画整理事業地内緑地を一体的に区域として組み込み、効率的な維持管理を行います。
- ・樹林地背後は風致地区指定を受けており、連続性のある緑地空間となるよう整備します。

面積

整備イメージ

•6.13ha 種別

・地区公園



湯谷公園

方針

・湯谷公園は、これまで近隣公園(1.7ha)として位置づけられており、運動広場周辺部分(0.28ha)について供用されていました。しかし、既都市計画決定区域での整備推進が現状の土地利用を踏まえると実効性が弱いという点や、隣接する区画整理事業地において米原緑地公園が地区公園として位置づけられ近隣公園としての機能にも対応している点を踏まえ、現況の供用部分対象とした街区公園(0.28ha)に位置づけを変更し、近隣住民の身近な遊び場、憩いの場として整備の充実を図ります。

区域設定の考え方

- ・既存公園供用区域を対象に区域を設定します。
- ・隣接する忠魂碑周辺は公園区域には含めないものとします。

面積

- ・0.28ha 種別
- ・街区公園

整備イメージ



磯公園

方針

- ・磯公園は、米原市の西部地域における運動レクリエーション的機能を担うとともに、磯山風致地区と一体となった良好な都市環境を形成する場として位置づけ、地区公園として新規配置します。
- ・国道8号バイパス沿いに位置し、本市の南域の玄関口的な機能を持たせます。
- ・面積縮小となった米原公園の一部代替機能にも対応させます。 区域設定の考え方
- ・東側は国道8号バイパスが近接して整備される予定です。
- ・公園区域は、河川の浚渫土置き場として数年活用し地盤を安定させて後、公園に利用転換します。

面積

- •3.9ha 種別
- ・地区公園



双葉公園

方針

- ・双葉公園は、コミュニティ形成の場や防災時の活用等、隣接する運動広場や中学校等と 連携した近江地域の拠点となる公園として位置づけます。
- ・双葉公園はこれまで近隣公園として位置づけられてきましたが、近江地域の中心部にあること、面積的にも地区公園の標準規模(4ha)を満たしていることより、近隣住民を対象とした近隣公園から近江地域全体を対象とした地区公園に変更配置します。 区域設定の考え方
- ・現都市計画公園決定区域に含まれる墓地空間は、地区公園に取り込むことは難しいため、 墓地部を切り離し区域設定を行います。
- ・中学校に隣接する良好な樹林地を公園区域に取り込み、人々の散策、憩いの場として保全・活用します。

面積

- ・4.0ha 種別
- ・地区公園



